

1. 件名：「日本原燃(株)の設工認申請に係るヒアリング（再処理施設（1－111）、MOX燃料加工施設（1－102）」

2. 日時：令和4年2月10日（木） 10時00分～12時05分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

（原子力規制部新基準適合性審査チーム）

古作企画調査官、大橋上席安全審査官、中川上席安全審査官、田尻主任安全審査官、大岡安全審査官、上出安全審査官、藤原安全審査官、河原崎安全審査専門職、高梨安全審査専門職、清水係員

日本原燃株式会社 村野 理事 再処理事業部副事業部長 他21名

東京電力ホールディングス株式会社

原子燃料サイクル部サイクル技術グループ チームリーダー 他1名

関西電力株式会社

原子力事業本部 原子燃料部門 原燃計画グループ 担当

中部電力株式会社

原子燃料サイクル部 サイクル戦略グループ 副長 他1名

九州電力株式会社

原子力発電本部 原子燃料サイクルグループ 担当

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料

なし

参考

・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和2年12月24日）

「日本原燃（株）から再処理事業所再処理施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」

https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000069.html

- ・ 日本原燃株式会社 MOX 燃料工場 規制法令及び通達に係る文書（令和 2 年 1 2 月 2 4 日）

「日本原燃（株）から再処理事業所 MOX 燃料加工施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」

https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000124.html

- ・ 令和 4 年 1 月 2 7 日
「日本原燃（株）再処理施設、MOX 施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和 4 年 2 月 3 日
「日本原燃（株）再処理施設、MOX 施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和 4 年 2 月 9 日
「日本原燃（株）MOX 施設の設工認申請に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:04	規制庁吉見です。それではただいまから日本原燃とのヒアリングを開始します。6日のヒアリングは令和2年12月に4日に申請があった設工認指針について、
0:00:16	知恵をもとにヒアリングにて事実確認を行うものになります。
0:00:20	まずは規制庁側の出席者を紹介しますので、本庁側の出席者の紹介をお願いします。
0:00:27	本庁課側からカワラサキ1名参加してます。
0:00:35	規制庁シミズです。だとか、ウェブからと、コサクカミデオオオカタジリフジワラタカナシナカガワオオハシ。
0:00:48	とシミズを、以上になりますとそれでは日本原燃の方から出席者の紹介と、議題の骨子の説明をした上で、ご説明を開始してください。
0:01:00	はい。日本原燃中浜です。
0:01:02	原燃側の3ヶ所をご紹介します。
0:01:06	MOX事業部より、赤松。
0:01:09	谷口。
0:01:11	石原。
0:01:13	カサモ。
0:01:15	フクムラ。
0:01:16	カワグチ。
0:01:18	サド。
0:01:19	トヨカワ。
0:01:21	サトウ。
0:01:22	スギヤマ。
0:01:24	ウェブから、
0:01:26	アボ、
0:01:27	再処理事業部ですけれども、
0:01:29	ムラノ、
0:01:31	フジノ、
0:01:32	シミズ、
0:01:34	篠崎。
0:01:35	山本。
0:01:37	瀬川。
0:01:38	笹木。
0:01:40	仲村。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:01:43	ナカハマとなっております。
0:01:46	本日の
0:01:48	ご確認いただきます資料でございます。画面に共有させていただいてございます。MOX施設に関わる、溢水 00-02。
0:01:58	重大事故 00-02 を、
0:02:01	確認いただくこととしてございます。
0:02:05	よろしければ、溢水 00-02 から岡、ご確認いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。
0:02:14	規制庁シミズです。藤伊勢からお願いします。
0:02:19	はい。日本原燃社でございます。
0:02:23	本日、あります溢水の 002、まず大変申し訳ございませんということで別紙の 1 から 6 がセットになりますが、
0:02:33	146 につきましては、東京を 10 日の 1 週間前 2 月 3 日に提出をさせていただいております。ただその際に別紙 235 か、前のバージョンのままでございましてちょっと作業が時間がかかった関係もあって 23 号が、
0:02:49	前日の移動になってしまいました。大変申し訳ございませんでした。
0:02:55	今後こういうことがないようにちゃんとセットで出せるということでヒアリングも含めて日程を組ませていただきたいと思います。
0:03:02	はい。あと今までいろんな条文でヒアリングやっているもので
0:03:09	まだ反映しきれてない箇所というか我々としての考え方が紙面にあらわれきってないところがあります。
0:03:17	特に別紙 1 が当初 6 ページから入りまして、
0:03:24	展開をされています。基本、前回、ヒアリングをやって
0:03:31	の 2、大分寄っている感があったのは否めなくてですねそこを、他の条文でやらせていただいている通り、共通シリーズの補足説明資料に書いた通り、
0:03:42	まず基本設計方針は本部、施設工事の本文事項であるということで、まずは許可の本文から設計方針を展開をすること。
0:03:52	発電炉の記載で設工認の本文で約束していることで、当社としても設工認の基本設計方針いわゆる設工認本文で約束する必要があるというものについては、
0:04:04	許可の添付の内容も持ってきた上で、そこを説得施工の業績オオハシの設計としての記載ぶりに、
0:04:14	修正をしていくということが基本的な考え方でございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:19	そういう形で作業はやって修正版をお出ししたところではあるんですけども、まだそうなりきれてないところがいくつかございます。
0:04:29	特に当初 25 ページの被水のところにつきましては、大分の 2、
0:04:37	影響を受けてる感があるところがあったとありまして、
0:04:40	こういうところも含めて、先ほど申しました原理原則に基づいてやはり基本設計方針をちゃんと書くということをやらせていただくということで、
0:04:48	修正しないといけないポイントは理解をしているつもりでございますのでそこをしっかりとやらせていただくということは、当社の方で対応させていただきますということでございます。
0:04:59	また、2 点目としましては別紙 6 を今回
0:05:04	も出させていただいてまして、通しページの 107 ページから、
0:05:10	別紙 6 の①がついてます。
0:05:13	別紙 6 の①につきましてはこの実線の場合は、106 ページの第 1 章共通項目にあたる部分と、109 ページの下側にあります第 2 章個別項目というのがございます。
0:05:30	宣して先日ですかね、ヒアリング、閉じ込め等のヒアリング現場でもいろいろ技術確認がございましたが、今回の申請対象設備は何かと言われますと燃料加工建屋になります。
0:05:44	当然燃料加工建屋の、寸法であるとか、材質、被災施設にそういったものを壁。
0:05:51	とか床のそういったものを、今回申請対象設備として申請をさせていただいているところでございます。
0:05:58	そう考えますと今回特に 109 ページで、第 2 章が、
0:06:04	溢水防護設備の詳細設計の対象となる申請書で示すとなっておりますが左側を見ますと、
0:06:11	水防設備の中には壁であったりとか扉であったりというものが含まれると。
0:06:16	ここについては特に
0:06:20	細かい話をするという設計方針大きな設計方針を謳っている部分でございますので、今回の対象にしない理由というのが、変わらないと思っておりますので、こちらについては、これまでご説明をしている通り建物を構造物については今回の対象物です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:36	ということを踏まえますと、第1回の中に入れるべきだというふうに考えてございましたそういうところがまだ追いついてないところがございましたということでございます。
0:06:44	ただ添付書類側での、いわゆる止水を維持する壁っていうのは止水性を維持する壁っていうところにつきましてやはり、水の評価をやった上で、経路であったり水量であったり、あと機能喪失の影響というのを考えた上でそういう対象物を選びますので、
0:06:59	添付書類側での展開については、溢水評価を出すような時に、説明をさせていただくという整理になると思ってございます。
0:07:08	はい。
0:07:09	あと、大きく、前回から修正した箇所ということでよろしいでしょうか。はい。資料のページ番号が、
0:07:20	1週間
0:07:22	すいません。
0:07:23	そうですね申し訳ない。
0:07:25	昨日出したやつでもう1回ちょっとしゃべり直します。すいません。はい。大丈夫です答弁課長。すいません。はい。はい。
0:07:55	少々お待ちください。
0:08:19	はい。失礼いたしました。
0:08:22	別紙4のページが6、当初の62ページになると思います。
0:08:29	大きく変えた点としては別紙4、前回のヒアリングでのご指摘もありました。今回、基本設計方針で共通項目についてはすべて対象だということ踏まえた上で、
0:08:43	添付書類側の記載については、溢水は、
0:08:47	構成を、
0:08:50	ですね、63ページのところに、SEの、
0:08:57	基本方針というのが書いてございますこの基本方針以外にそれ以外に、その次に繋がる7-2とか7-3と。
0:09:07	言った、防護設備の選定であるとか、溢水被水源の評価であったり溢水評価そのものの添付が続きます。今回、基本設計方針、
0:09:17	その関係を踏まえた上で、この5-1-1の7-1、溢水による損傷の防止の基本方針、ここについては、基本方針に展開したことは、
0:09:28	網羅的に展開をしていくということで整理をし直したというところがございます。ただ抜けているところがございましてそこはすいませんこちらの抜けでございまして

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:38	そこは追加をするということで整理をさせていただこうと思ってございました。
0:09:42	長くなります説明は以上でございます。
0:09:51	規制庁岡です。それでは幾つか確認させていただきますまず先ほどちょっと説明がありましたが結局今回の資料では、
0:10:00	建屋に関する壁とか扉っていうのが、あと床とか天井ですね、全部。
0:10:08	一番後、
0:10:11	設備として、エントリー
0:10:22	はい、乳井西田でございます。おっしゃっていただいた通り特に別紙6-1ですとか日ですとかあと別紙2ですね、以降の申請対象の第1回の分を整理をし直して出させていただきますと。
0:10:34	ということで考えてございました。以上です。
0:10:37	成長課ですそこはすごく気になっていましたので、また
0:10:42	整理し直されたものをまた確認させていただきます。あと、
0:10:46	前回、溢水防護対象設備と海水防護設備の設計はある程度終わったってということでして、
0:10:55	基本設計方針に影響を与えるような変更っていうのはないというふうに伺ってたんですが
0:11:01	甲斐委員もそれに依じて整理されたっていうもんで問題ありませんか。
0:11:06	はい。与儀西田でございます。はい。ただ前回のやりとりですみません私どもとして非常に
0:11:15	良くなかったと思ってるところは、
0:11:18	前回許可の整理資料で、こう書いているのでという話をさせていただきましたが、許可本文添付で会計を約束をしたことを特に本文でお約束したことっていうのが、
0:11:30	何ら許認可上の手続きを経ない状態で今回初めて設工認に出てきますので、そこを、設計が進んだことによって変えられるかというそこはないかなと思ってます。
0:11:43	それで設計を踏まえた上で確かにそういう許可通りの展開で十分対応できるということの確認は当然我々としてはしていきますけども。
0:11:53	まずは、許可を展開をするということを、
0:11:57	第一義にやっていくというのが必要なのかなと思っておりました。以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:02	はい、規制庁からです。お話をしました。で、関連してなのかもしれませんが、ちょっと別紙1の方で、幾つか気になって、まず今回ちょっと追加されたようなところ。
0:12:16	設工認基本設計方針も、前回説明で、
0:12:25	設置許可の段階でなくし貸し付ける設工認の段階でなくしたと言われた防水扉シミズ扉の
0:12:34	新しく今回追加された候補をまず、
0:12:37	考えで、とりあえず許可の枠組みを設工認の枠組みとして取っているというそういう認識でしょうか。
0:12:45	はい。弓削西田でございます。はい。基本的にそういう今おっしゃっていただいた考え方でございます。ただちょっと私も見ながら、言葉を二次っていうところがあるのでそれは良くないだと思ってまして、許可通りの見解で今文章記載。
0:12:59	再度整理をしたいと思ってましたが基本的な考え方は、おっしゃっていただいた通りでございます。
0:13:06	はい。
0:13:07	そうしました。で、
0:13:09	あとちょっと、今おっしゃっていただきましたが扉っていうものを少し
0:13:16	分けて書かれていてそれぞれの秘書、被水ボスは没水被水蒸気の対策とか、
0:13:24	そういったところでもピラーのところ結構具体的に展開され、ここではここではこうみたいな。
0:13:31	展開されて、
0:13:34	使い分けなんかも、
0:13:37	どういう、
0:13:38	整理で、使い分けられているんでしょうか。
0:13:42	有限2社でございます。
0:13:46	対象物を考えながら、整理をしたというのが、設計側でやってることはあるんですけども、そこで使え、
0:13:54	訳ができるほどの情報がそもそもベースに、
0:13:58	お出しをできる。
0:14:02	機械業界の通りの展開をさせていただこうということで、見直しが必要だということで考えてございました。以上です。
0:14:10	はい。伊勢統括承知しました。あと、関連して、今回、
0:14:17	溢水防護設備っていうのを、23 ページ目で定義されて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:22	その整理の結果を、34 ページからの別設備で、
0:14:30	その 34、
0:14:35	改正
0:14:45	はい。与儀西田でございます。はい。棒措置として許可の添付、特に添付ですね、展開をしていたものをまとめて、
0:14:55	被水防護設備としてエントリーさせていただいたということだと、いうことでございます。以上です。
0:15:01	はい。規制庁角です。
0:15:03	深野設備気になった。
0:15:06	神野練度ホームカバーのが、個別設備には書いてなくて勉強会的时候は使うと書いてあってこれこれ、最初の方で、
0:15:14	額賀。
0:15:26	すでに、
0:15:33	カバーがつい
0:15:37	冬
0:15:49	はい、乳井西田でございます。その先ほど来お話をさせていただける通り許可で言っているもの許可で言っているのは、溢水防護のために必要性が考えられるものを網羅的に挙げているもんだと思ってます。
0:16:05	それを、
0:16:06	上げた上で評価の結果で必要がないのであれば、評価結果を示す時にそれは必要なかったということを示せばいいのかなと思ってまして、ここも部局に書くのかなと思ってましたので特にこの時点で外しにかかるということは考えてませんでした。以上です。
0:16:23	はい。瀬戸岡です。その辺がちょっとやっぱり、まだ資料全体として統一性精査されてないところかと思しますのでまた精査されたもので、
0:16:34	確認させていただきますのでよろしくお願いします。
0:16:37	あと、設備関係いくつか基本設計方針改定の説明
0:16:44	19、
0:16:47	設工認いけます。
0:16:51	サトウの通り、
0:17:01	最初に
0:17:08	ボックスの方ではどうや、
0:17:21	少々お待ちください。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:44	宮城西田でございます。はいちょっと事実確認をした上で適切なものにしたと思います。今の時点ですいません。多分ない、ない感じはするので、別途整理をさせていただきたいと思います。以上です。
0:17:58	静岡ですよろしく申し上げます。
0:18:01	見たような話ではあるんですが、23 ページ目。
0:18:06	あれじゃない。
0:18:07	23 ページ
0:18:12	あえてH a t c h
0:18:14	して設備
0:18:15	になっている。
0:18:40	弓削西田でございますこれはちょっとすいません。第2章の方の応答の解説で書いてますので、ハッチングは意味がなくて書かないといけないという整理だと思いますすいません。
0:18:53	政調会長つきましては、であればこれは使っていくというか分析オオハシにちゃんと記載。
0:19:16	先ほども
0:19:19	実用炉の方に近づいていてってところが、
0:19:28	せ、
0:19:29	新たに追加したり、削除したってというような方針という
0:19:51	こちらでございます。まず、冒頭申し上げた通り、
0:19:57	原理原則に則ってやるということだと思ってますのでその原理原則に則ってないものはやはり、適切な修正が必要な箇所だと思ってます。
0:20:08	基本的には、募集冒頭申し上げたように距離まずは本文を展開をして、記載をしていく。
0:20:15	口のやつで書き書いてる頃が、こちらも基本設計方針としてお約束が必要なものであれば、添付書類で書いてあることを、まずは持ってきてその件を設計方針とするというのが、
0:20:27	基本原則だと思ってますので、そこを労働部賞に合わせにいくような修正を行った時にやるのは、目的であったり意味合いが変わってしまう可能性があるなのでそこは、基本しないというのが、
0:20:41	もともとの考えでございました。そこが確実に浸透し切ってなかったところが、今、まずは冒頭私が申し上げたところ、他にもあると思いますけどそういうところかなと思ってました。
0:20:54	以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:55	それ超過ですまだちょっと実用炉に合わせてて、意味が変わったりしててこれが本当にいいとしたことなのかそれとも、
0:21:03	方針としていいとして、こういうふうにしようとしているのかそれとも、誤ってしまう。
0:21:09	実用炉の方にやや合わせ込んでしまったためにちょっと意味が変わっていてそれに気づいてないのかっていうところが、
0:21:16	ちょっとよくわからなかったのでまた精査されると思いますんでその辺は、
0:21:21	よろしくお願いします。
0:21:25	あとちょっと前かいい議論になった 31 ページ目。
0:21:31	の、
0:21:32	ところ。
0:21:33	設工認基本設計方針で、
0:21:37	ここが結構いろいろたくさん変わったところなんですけど、やっぱりこう全体論でいくと具体的にはっていう展開がこの章も、ちょっとだけとして書いてあって前はそこが書いてあってで、
0:21:53	信金の話だけは書いてあったんでもっとグローバルにとらえた。
0:21:57	個人にしてくださいというような議論もあったと思うんですが、その結果を踏まえて具体的には表記がなくなってここだけなんか、
0:22:05	ちょっと他と。
0:22:08	他の構成がそろってないっていう印象を受けたんですが、
0:22:11	どういう整理になったんでしょうか。ここは、
0:22:16	はい、与儀瀬谷でございます。前回具体的において地震起因の話を書いておりました。
0:22:25	もともとの許可の限界からいきますと、建屋外からの流入防止に関する設計方針については、云々というよりも、建屋側にある溢水になるようなものですね、壊れると。
0:22:41	損傷して水がやってくるということを前提に物事を考えるというのが、原理原則かというふうに思っておりましたので許可の添付はそういう意味では金融云々を書かずに、
0:22:53	評価する上で境界となる、建屋の壁であったりというところに貫通部であったりというところに、
0:23:01	水が入ってこないようにしますと、そこについては、建屋外の溢水にエンジニアなるようなところを考えた上で、建てられる進入防止するという設計であるということが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:11	金融関係なくですね、そういうことが言わんとするところかなというところで、許可の添付の文章の通り展開をさせていただいたということでございます。以上です。
0:23:22	はい。
0:23:24	評価ですしましたじゃここは、そういう
0:23:28	一応基本
0:23:31	資料の、
0:23:32	もし
0:23:33	ねえ。
0:23:34	具体の、
0:23:40	どっち
0:23:43	どこの辺り。
0:23:57	はい。
0:24:06	吹き出しのところで、
0:24:12	双方の記載の、
0:24:14	らして、発電炉との社員が圧全部等の記載の差異のためってなあって説明が出ないとかそういうところはまたちょっと気にして、文末とか直して欲しいんですがこの準拠空冷っていうのは、
0:24:27	これは何を指しているんでしょうか。何か。
0:24:30	何の法令なのか全然わからなかったんですが。
0:24:40	はい、与儀石田でございますここもちょっと不親切です。
0:24:45	言わんとしたかったことは技術基準とあと事業許可基準規則で、また調整であったりっていうことの要求の有無と、あとは、それを受けた事業許可の中での展開を、
0:24:58	そのまま、今回の基本設計方針に反映をしたということだと思いますので、適切な文章ではないと思います修正をさせていただきたいと思いません。以上です。
0:25:09	はい。規制庁角です。それ、法令、
0:25:13	基準規則だから法令ではない。
0:25:21	そういう名前をつけてもらうとこちらも確認助かりますので、
0:25:26	あと、11 ページ。
0:25:33	ちょっと前、前、以前から
0:25:54	ガイドに基づ
0:26:01	はい、乳井西田でございます。おっしゃっていただければと思いますちょっと等の解説は、はい。同じように、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:10	もう一度ちゃんと見た上で、抜けがないようにということで対応させていただきたいと思います。
0:26:16	はい、規制庁課ですよろしく申し上げます。あと 23 ページ目の、
0:26:22	二つ目の基本設計方針の二つ目の段落。
0:26:26	この以下止水性というところが、どこからの言葉なのか、そもそもこの以下止水性と言ってるのがな。
0:26:34	何でこんなところで、定義が必要なのかってというのがちょっとわかんなかったんだけど、これどこからの言葉を、まず定義されようとしてるんです。
0:26:56	はい。与儀西田でございます。
0:26:58	こちらにつきましてはちょっと適切な修正が必要だと思います。言わんとしてるところは
0:27:06	発生する水準水圧に対する止水性ということを書きたい文章だとは思いますが、水に対する止水性で何度こと言ってるかよくわからないので、
0:27:16	そこは含めて言葉としてそれを定義する必要性も含めて、整理をさせていただきたいと思います。以上です。はい。わかりましたよろしく申し上げます。
0:27:26	この同じく 23、
0:27:37	三田。
0:27:38	兵頭。
0:27:40	32 ページ目の 2 段落目の、
0:27:44	小が、
0:27:46	今、
0:27:53	担保。
0:28:12	はい。日本原燃石田でございます。
0:28:15	おっしゃっていただいた点については書くことについてはそれぞれのチームに応じて必要なことを書くということだと思ってますので、枕詞であったり
0:28:25	その設計方針としての記載として、必要な文章になっていないと、2 回同じことを書いても意味がないと思います。そういう意味では、
0:28:35	そのために応じた言葉遣いというのを、もう一度精査をさせていただきたいと思います。以上です。
0:28:43	はい、規制庁化ですよろしく申し上げます。
0:28:46	この基本設計方針関係 31 ページ目の、
0:28:56	等に、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:57	等に、
0:29:06	こんな、
0:29:12	阿部とは違うんでしょうか。
0:29:26	与儀西田でございます。
0:29:29	ここにつきましては解剖開口部んな、万が一ですね溢水が発生した時に、開口部になったような場所、例えば扉が開いて延びたというかシャッターが開いてるとか、扉が開いているとか、
0:29:42	いうときにはそこを閉めるという手順も含めてそこに書いたつもりだと思うんですけど、ここで等の解説で確保とかということも含めて、スライド整理をさせていただきたいと思います。
0:29:53	規制庁岡ですわかりました。ちゃんと使い分けられていて、ちょっと言葉足らずというカッパの、ちょっと違和感がある。
0:30:02	植木さんだったという。
0:30:10	最後
0:30:22	規制庁野中です。
0:30:25	ちょっと私の方から何点か確認で、
0:30:31	まず 34 ページのところなんですけれど、
0:30:37	ちょっと先ほどもう少しお話のあった今回の申請、
0:30:43	対象というところがですね。
0:30:46	ちょっとよくわからないところもあってですね。
0:30:51	ちょっと今まで再処理中心に少し話なり確認をしてきたので、今回MOXを改めて見てですね。
0:31:00	で、MOXの場合であれば今回は一応加工建屋が申請設備であるというところで、
0:31:09	それで
0:31:11	それはどこまでの範囲をいいのかというところがですね。
0:31:16	一応、先ほどご説明はあったと思うんですけど、例えば 34 ページの、
0:31:24	黄色のハッチングの下のところであればその
0:31:30	下なり、2 番目ですかね、壁、壁というのが書いてあって、
0:31:36	これがそもそも申請。
0:31:38	今回の申請。
0:31:40	どうかっていうところで先ほどのご説明であれば、
0:31:44	壁も対象であるというところだったんですけど。
0:31:49	この壁。
0:31:50	県がイコールその加工建屋、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:53	という理解でよろしいんですかね結局壁の範囲というのがよくわからないところなんですけどそこはどういうことになるんでしょうか。
0:32:08	宮城西田でございますはい。燃料加工建屋が申請対象でありまして、新燃料加工建屋を構成する壁。
0:32:16	現状うかば、そこは、全体としては申請対象であるという整理でございます。以上です。
0:32:24	市長仲です。大体イコールっていうところですかねそれと、あとは先ほど何か扉という話があって、
0:32:34	そう、そこは今回の対象となり得るものがある。
0:32:39	ということなんでしょうかね。
0:32:42	預言者でございます。ちょっとまず、整理、私の説明も十分じゃなかったかもしれません。
0:32:50	今回燃料加工建屋を申請対象とさせていただきます。当然ながら、例えばですけど、火災なんかは火災区域を、を構成する壁。
0:33:04	戸川申請対象であるという整理をさせていただきます。同じようにここも、溢水防護設備とか建屋の中の区画であったりということ構成する建て建物の壁ですね。そこを、
0:33:18	来歴とに対象にしますというよりもそういうものを含めて全体の方針である以上は、今回の申請の中で、この第2章の基本設計方針を、申請をさせていただくという整理かなと思っておりました。以上です。
0:33:34	規制庁仲です。
0:33:36	そこは実際の評価をやらないと何がその真壁の中でも水防となり得るものかどうかっていうところは
0:33:45	詳細は、そこはある程度対象設備が出てきた段階でまた新たに判明するということではあるけれど、
0:33:55	真壁自体は、溢水防護対策設備であって、今回も
0:34:02	壁については対象であるので、
0:34:05	歩扉もそういう意味では同じなのかもしれないんですが、
0:34:14	ですかね建屋内の水密扉とかそういう、防水扉とかあるとして、あとは屋外のものからに対して防護する。
0:34:25	そのボイラーみたいなものも対象として、それはあるんでしょうかね。
0:34:32	はい。日本原燃石田でございます。
0:34:35	屋外の場合はまずは溢水、外の水源が、
0:34:40	例えば破損して水が来たとしても、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:43	開口に、例えば扉に行く前の高さで、そこが十分余裕があるから大丈夫とかっていう説明も含めて、全体の設計ロジックだと思ってます。
0:34:54	そういう意味で、扉は直接的にどうかということは、溢水だけをとって説明するのはなかなか難しいかなと思いつつも、他の事象からいきますと、
0:35:07	例えば、以前から宿題になっていて、全該当しないとけない部分として、資料を出していただいたところでもありますけども、竜巻なんかでいくと、外部改革を構成するとぴあについては対象ですかと言われると、
0:35:23	その扉がついていることが前提で説明をするということかと思いつつので外にある扉部を当然ながら今回建屋の一部として、範囲に入っているものだというので整理ができるのかなと思ってました。以上です。
0:35:38	はい。規制庁中です。
0:35:39	実はなんかここら辺もですね今おっしゃったように、
0:35:44	結構この水だけに限らずですね、火災であったりとか竜巻であったりとか、
0:35:52	それぞれで今回の申請範囲っていうのがどこまでのものなのか、当初建屋だけで議論が進んでいた中で、途中でその扉も含めてというところで、
0:36:04	そこはどこまでをとぴあ、とぴあについてその各条文での取り扱いなりそれを踏まえた申請対象範囲、これが結構ですね
0:36:15	いろいろと宿題事項として残っているかと思いつつ、
0:36:20	今日はたまたま溢水ということでそういう溢水の観点でどこまでを対象とするのかと。
0:36:27	いうところの議論がちょっと始まったばかりなのかなと思いつつですねその考え方をですね、
0:36:33	少し他の条文も含めてですね、
0:36:38	範囲なりそれぞれでの条文での対象なり、そういうところを
0:36:44	明確にさせていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。
0:36:49	はい。与儀石田でございます。はい。おっしゃっていただいている通りのところはあります。
0:36:56	すでに火災のように火災区画で今回3時間耐火とかの耐火性能も期待する壁であったり、扉であったりというのは試験結果も含めてかつ、
0:37:07	火災区画構築物としての仕様表が出ているのもあるので、そういうものを対象をちゃんと明確にして地
0:37:15	これまで説明をさせていただいてると思ってます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:19	それ、ただそれ以外の条文では確かに明確になってない。今までちゃんと回答として整理ができてないところがありますので、そこは一度整理をしてご説明が必要だと思っています。基本的には今ご説明した通り、
0:37:35	竜巻であつたり火災であつたり、あと溢水であつたり、あと耐震側もそうですけども、
0:37:42	そういうものを含めた上で、取り扱いとしてどこが範囲なのかと対象なのかというのを整理をしてご説明をしたいと思います。基本的には、壁であつたり、外貨降雨、
0:37:55	構築するような建屋の扉というものも含めて全体を今回のした形の一部の構造物として申請対象だという整理だと思っておりました。以上です。
0:38:07	はい。規制庁仲です。そこはそういうことで整理をお願いしますということについて34 ページ目の個別のこの書き方についてですね、
0:38:21	中段で止水性を維持する壁防水扉な。
0:38:26	などその基準地震動による地震力に対して、
0:38:31	損なわない設計とするのは結局、だからこれは、
0:38:35	今回この壁については耐震性を一応、
0:38:40	評価としても確認をするという、
0:38:43	本当ですかねアパートプラス、必要であれば扉ということなんでしょうか。そこら辺もちょっと対象が、
0:38:50	どこまでを今回見るのかなっていうところなんですけど、それはそういう理解でよろしいですか。
0:38:58	宮城西原でございます。そこにつきましては冒頭の説明の中でも触れさせていただきましたがこの止水性を維持する壁、扉というものはやはり、
0:39:08	一斉評価をやった前、結果として出てくるものというのものもある部分がありますので、対象がこれだと、いうことは、現時点で、第1回のところで言うのは、難しいと思ってまして、
0:39:21	第1回では基本設計方針は出させていただきます。添付書類上はその評価の中で、合わせて書くと。ただ、ここでいう壁であつたり扉で、
0:39:32	耐震平均のようなもので基準地震動に対して頼りますというのは、他の条文での説明の中で出てい評価をした結果を、今回の申請の中でさせていただいた上で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:44	S評価の中では、第1回のこの申請の中で基準地震動に耐えると言っている壁の一部ですというような説明であったりということをやめるのかなというふうに整理をしていたところでした。以上です。
0:39:57	室長永井です。
0:39:59	何となくわかってないような感じですけどと、とりあえず、
0:40:05	ある意味、方針としては少し書くとそういう理解でいいんですかね。
0:40:11	はい。日本原燃志田でございます。はい。
0:40:14	共有整理をさせていただいたところでした。
0:40:17	わかりました。
0:40:18	あとちょっと細かい点としてここ自体まず一番上に溢水防護設備はこういうものであると、何とか何とかこうであるで。
0:40:29	次に
0:40:31	真ん中あたりは、姿勢を維持する壁防水扉と書いていて、
0:40:38	一番最後の段落にその溢水評価において溢水影響を軽減するための壁扉堰等々書いていて、
0:40:46	何かそれぞれのパラグラフでいろいろですね、書き方が、
0:40:51	範囲が違ってるところがあって特に一番上と。
0:40:56	一番下の中、
0:40:59	代表的に角度を書くので別にいいとは思うんですけど、何とかこう、
0:41:06	範囲、書き方の範囲として合っていないようなところがあるので、そこは、
0:41:13	少し精査していただいた方がいいのかなあと考えていてですね一番、
0:41:18	下のなんか、
0:41:22	補修点検等の運用を適切に実施するってのは結局は全部のことなんだろうなと思いつつ、
0:41:28	何となく壁扉席等で等はいろいろありますと言いつつ、何となく一番上のパラグラフを見ると、代表的に書いてある。
0:41:38	いう例と何となく異なっていてですね、
0:41:42	実質同じようなことを言ってるんだろうとは思うんですけど、何か意図的にこう、
0:41:50	書き方を変えてるのかそれとも単なるそこは、
0:41:54	そこまで精査をしてないのかというところがよくわかんなくて、
0:41:57	真ん中の耐震性のところはですねその全体の中の壁防水扉、堰、構造的なものを代表的に選んでるから意図的に他どう変えてるんだろうってのはわかるんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:10	一番上と一番下とかいうのが何かあんまり合ってなかったりしてですね そういうところを少しこう、
0:42:17	精査いただいた方がいいと思うんですがいかがでしょう。
0:42:21	はい。乳井西田でございますはい。おっしゃっていただいた点がわかります。
0:42:27	水防設備はちゃんと保守点検で機能が維持されるようにしますっていうのが、基本的に言いたいことだと思ってますので、そこを基本原則をちゃんと守れるような形で文章は再度、
0:42:42	検討させていただきたいと思います。以上です。
0:42:46	はい、室長中瀬精査いただくとちょっと今気が付ついたところではその保守点検は全部やるのであれば別にその例示なんかしなくても被水防火設備と書けば、
0:42:56	いいんじゃないかみたいな、なんかそそういう議論が結構他でもあったような気がしてですね、
0:43:01	ある程度修飾的に書くことで別に例示しなくてもわからないものは6日位書く必要もないんじゃないかっていうような議論もあったかと思えますんで他での議論も含めてですね少し、
0:43:12	そういうところは、検討いただければと思います。
0:43:17	それ。
0:43:18	から、あとはですね先ほど
0:43:21	あとは全体のコメントとしてですね、前回まで
0:43:28	実用炉の記載に、寄り添ってですね少しボックスなり再処理ほ本体の許可、
0:43:36	本文添付等を合わせてなかったところを、少し、
0:43:41	直して、
0:43:44	直して、今回であれば、なるべく
0:43:49	それぞれのボックス再処理の許可本文に沿った形で、
0:43:54	直しつつまだ直ってないところもあるという、
0:43:58	さきにご説明もあったところなんですけど。
0:44:02	例えば被水とかっていうお話もあったと思うんですが例えばですね、あと、ちょっと事前に確認したところで、ページで言うと28ページなんですけれど。
0:44:18	ここのですね蒸気影響に対する評価これもですね結構、実用炉に偏っているようなところが、
0:44:26	見受けられてですね、例えば、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:31	今回の御社での基本設計方針を見ると、一番上の、
0:44:38	黄色ハッチングのところの例えば、
0:44:44	3行目から4行目ぐらいにかけてですかね漏えい蒸気の、
0:44:48	直接紛失による影響について、何となくが評価すると。
0:44:55	で、一番右の実用炉を見る等、同じようなことが書いていてですね蒸気の直接噴出による影響についてと、
0:45:05	で、
0:45:06	御社の、
0:45:07	この添付の5を見るとですね、必ずしもそういう書き方をしてなくて、上記の直接紛失及び拡散による影響を確認するためというふうに、
0:45:20	及び拡散による影響を確認するためっていうのが、方針として書いていてですね、方針として、これ添付ではあるんですけども一応、
0:45:29	本文なんだけど一応方針として考えた場合に、
0:45:33	結果としてですね、今回提示いただいた方針が実用炉にはあってるんだけど、御社で許可でうたっていた更新統は合っていないと。
0:45:43	というようなところが見受けられるとか、あとはまあ、
0:45:48	このページの、
0:45:51	一番右端か左端の3パラグラフ目ですかね。
0:45:55	ここ、
0:45:57	ここで、
0:45:58	3行目ぐらいにその下線引いたところで漏えい蒸気の影響を緩和するための対策を実施すると。
0:46:06	いうふうになっていて、これは発電炉の右端を見ると確かに漏えい、蒸気影響、
0:46:12	緩和するための対策を実施すると。
0:46:16	いうところなんです、一方で御社の添付の5を見るとですね、
0:46:24	これハッチングで消えてるんですけど、一番下の、
0:46:30	行から、
0:46:34	3行目ぐらいですね。
0:46:37	蒸気による影響が、
0:46:40	発生しない設計
0:46:43	となっていて、
0:46:45	続いてもうの文章も、やっぱり蒸気が、
0:46:49	による影響が発生しない設計とする間、29ページにかけてそうそういう記載になっていて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:56	ここのだから、今回提示された影響を緩和するための対策等、
0:47:02	添付でいった影響が発生しない設計とするという。
0:47:06	ものが、同義的な意味で使われてるのか、或いは異なったことなのか。
0:47:13	そこら辺ずれがあるんですが、
0:47:15	何かそ、そこら辺がですねちょっと
0:47:19	必ずしも須藤。
0:47:21	今回の修正としてですね。
0:47:24	十分でないような気がするんですけどそこら辺は精査されましたでしょうか。
0:47:30	はい。日本原燃志田でございます。確認するキーの影響がちょっと若干不足していたと思ってます。
0:47:40	基本的には今読んでいただいた蒸気の影響に対する防護設計の方針と書いてあるところでおっしゃっていただいております、
0:47:50	発生しない設計とするの後に具体的にはというのが、DBの7-4と書いてあるところの文章があって、
0:48:00	その文章を、その次も含めてずっと読んでいくとですね。
0:48:08	影響を軽減するとかですね、
0:48:12	というような、蒸気漏えいの量を抑制し、蒸気による影響範囲を限定するとか、いうことも書いてあることも含めて、その設計に対する枕詞が、
0:48:25	適切かどうかというところで、その時点では、そういう考え方もありかなとは思ったんですが特に変える必要性があるかという、今の時点では、他のも見ながら考えたときには、
0:48:38	ここまで変える必要がないというふうにも思いますので、そこは適切な文章に修正をすることで対応させていただければと思ってございました。以上です。
0:48:49	はい。規制庁中です。
0:48:51	ちょっといろいろ検討されてですね、こういうところもしかしたら変えたのかもしれないというところもあったんですけどそういう、
0:49:03	ちょっと考えとかもですね、あまりないままこう変えているような部分も結構見受けられたのでそこは全体的にですね精査をしていただければと思います。
0:49:15	私からは以上です。
0:49:22	すべてオオオカです。規制庁側から他なければ、すいません。
0:49:27	コサクです。今までのやりとりの中で1件だけ

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:33	改めて言っておきたいのが分割申請特に溢水と火災は影響評価っていうのを最終回、
0:49:42	ということなんですけど、それを踏まえつつもう一番最初に基本設計方針としては一通りうたった上で対応しますと。
0:49:51	いう方針を言っていたと思いますので、それはそうしていただきたいということなんですけど、まずその理由としてですね。
0:50:01	先ほどから言われてた
0:50:05	壁だとか扉だとかといったものについて、ここについて設工認で取り扱うものではないんですけど。
0:50:12	最終回でその影響評価で見込むと。
0:50:16	ということになったときに、
0:50:17	施工自体はすでにそれまでにやる方針が立てられていることによって、施工されていっていると。
0:50:25	ということになって、
0:50:28	後になってから見込むと言われても、その施工が適切だったか、そのタイミングで適切に管理されてたのかっていうのを事後で見ると、
0:50:36	言うのも良くないので方針を述べていただくと。
0:50:40	ということになる。
0:50:43	出ると思っています。
0:50:45	そうすると、
0:50:46	方針だけではなくて、施工方法なり施工で考えなきゃいけないことと、
0:50:53	いう要求事項も、この方針に基づいて、明確にしていくという必要があって、
0:50:59	その辺りわあ、添付書類、補足説明資料というところでも、ある程度枠として明確にしておいていただかないと、施行に繋がっていかないかなと思って。
0:51:10	ています。その時には、
0:51:13	最終的に影響評価をやるにあたり、どういうことを見込む。
0:51:18	とか、
0:51:19	いう考え方を明確にすることによって要求事項が整理されるということだと思いますので、そのあたりを意識して、基本設計方針だけではなくて添付書類、
0:51:30	についても検討いただければというふうに思います。よろしくお願います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:36	はい、弓削西田でございます。今いただいたご指摘、私の理解が間違っていないかどうかを確認するために、
0:51:46	私が理解した範囲でご説明を記載させていただきたいと思います。おっしゃっていただいている通り、
0:51:54	溢水評価において、壁なりを期待をする、それに対しては一定の設計方針を述べた上でそれに基づいて施工をして、必要な要件が満たされていることを確認する必要があると思ってます。
0:52:08	それは、溢水評価が出ないと駄目だと、わかりませんということではなくてやはり最初の建物を出す設計の段階で、そういう条件をクリアする。
0:52:18	範囲というのがある程度わかった上で、その設計を示す必要があると思ってますということでそういう考えのもとに、基本設計方針添付書類、補足説明しておいてどこまでを、
0:52:29	お示すべきかということの整理をさせていただきたいと思います。以上です。
0:52:36	はい。コサクですそれに対応いただければと思います。
0:52:41	なるべく粹としてですね、明確にして、次回送りにしないということで整理をいただければと思います。よろしくお願いします。
0:52:55	それとオオオカです。では、規制庁側から他何もなければ、次別紙 23 の方先ほども少し話しましたが別紙 4 六法。
0:53:05	に飛んで、添付書類の今回の、
0:53:07	フェリーのところで少し伺いたいのですが、
0:53:11	よろしいでしょうか。
0:53:14	はい、与儀西田でございます。よろしくお願いします。
0:53:17	規制庁角です。まず、先ほど来、ちょっと基本設計方針の方で議論になっているどこまで書くかが添付書類の方でも、
0:53:27	やはり
0:53:29	いるべきで、
0:53:30	基本設計方針見直されると思い
0:53:34	今回の
0:53:36	において、どの
0:53:39	殖産あれば、波食等あれば、
0:53:43	教えていただきたいんですがいかがでしょう。
0:53:48	はい。与儀石田でございます。まず基本的には

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:55	基本設計方針を見直しをべし一応するのが前提になりますけども、共通項目、個別項目を第1回の申請範囲にするということで、
0:54:05	この基本設計方針にあたって範囲をまず、この基本方針の5-1-1の7-1の添付書類で受け、一旦受けるということが前提だと思っております。
0:54:16	あとは今、先ほど来コサクさんからご指摘のあった、
0:54:22	建物としての申請するにあたっての、設計条件として担保すべき事項というのをこのCAPEそれがどこかでいうと、
0:54:32	ということで考えてます今回工事課井手と言っているところも、そこも含めて
0:54:38	丸野を参考にしながらということになってしまう場合もあるかもしれませんが割としてお約束する範囲というのを黄色、まずは広目にとるのかなということも含めて書かさせていただくという整理があるのかなと思ってました。
0:54:50	そういう意味で今回、次回で示すとなっている部分が一部あると思いますそこも含めて書かせていただくことで整理をしたいと思います。
0:55:01	はい。規制庁加賀ですよろしく申し上げます。
0:55:05	一方ですすね、ちょっと今回、少し気になったその数値とかが結構細かいところがいくつか出てきてその評価方針アンカーに、
0:55:15	こういうふうにするっていうような方針が書かれているんですが、例えば76ページ目。
0:55:25	基本方針の中の、
0:55:29	溢水評価3A棟。
0:55:36	もう、
0:55:39	下から3ヶ月目とカー4段落目辺りに数値とかが結構具体的にいろいろ出てきていて、こういうものは逆にものがない状況で、こう見ていくっていう。
0:55:52	議論するっていうのが結構難しいのかなという印象を持ってまして例えば、
0:55:58	ちょっと議議論に、
0:56:02	異議がある。
0:56:04	アンカーの勾配があるところを015-10で、
0:56:09	本社では50を使って、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:48	はい、乳井西田でございます。まず1点は、この添付書類の受け方が、露頭明らかに、我々今やろうとしてることが、図、違ってきてる部分もあるので、
0:57:01	それぞれの添付書類の役割というのをもう一度、明確にした上でここに書くべきことを整理をさせていただきたいと思います。おっしゃっていただいたように、架空の考え方であったり溢水評価上で前提条件にするってことで条件みたいなものは、
0:57:18	どこで出すべきかということをもう一度整理をした上で今回の計画処理の範囲記載の程度、和田鳥飼の範囲というのを、整理をさせていただければと思ってございました。以上です。
0:57:29	はい。規制庁岡です。その部分はよく理解できましてもし今わかればですが、この立地法6のボックスの床の勾配の考え方の違いなんかは、どういうところから出てくるのかっていうのは、
0:57:41	何か整理ついてるんでしょうか。
0:57:45	コサクです。ちょっと。
0:57:47	すいません。ちょっと1点と、
0:57:53	伊勢原さんの回答がここに書かない方向での検討もっていうふうに言ったような気がしたんですけど、私は先ほど言ったところで必要な項目だと思ってまして。
0:58:04	必要なんですけど、それが闇雲にただ宣言するっていうだけだと、適切性っていうのがよくわからんということになるので、先ほど
0:58:16	大川から質問したようなことをですね、明確にさせていただくと。
0:58:20	ということだと思います。
0:58:23	よろしく願いしま
0:58:25	はい、乳井列車でございます。ちょっとやりとりがうまくなくて申し訳ございません。書くことを前提と喋ろうと思いつつもちょっとおかしな方向に行っていました。ここについてはすいません。もう一度事実確認。
0:58:38	確認をした上で別途回答させていただきたいと思います。何か理由があると言いながらちょっといまいち私も掴みきれてないところもあるので、そこは整理をした上で回答したいと思います。
0:58:49	あとは確認しても、建物の、いわゆる額のいわゆる設計の前提になるところは、理由も付した上で、それがわかるようにさせていただければと思います。以上です。
0:59:03	はい、規制庁かでしょ。中川です。ちょっと私からも、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:09	少しコメントっていうところもあるんですけど。
0:59:12	ここもう多分前回からの変更というところですね、
0:59:19	前は結構何も書いてないところがあって、
0:59:23	少なくとも基本設計方針に書いてあるようなところは、
0:59:29	添付でもそれは書くだらうというところで書いていただいたと。多分その確保する設計とする、ここまでは多分基本設計方針と同じようなところであると。
0:59:42	で、多分今回はですねそれプラスアルファということで具体的にはというところですね、一律、
0:59:51	100 ミリ以上の安全余裕とか一律 50 ミリ。
0:59:55	良いのを、安全余裕を確保する設計とするというのが
0:59:59	加わったと。
1:00:01	ちょっとここはどこまで書くのかなというところは私もですね少しくう考えていたところはあってですね
1:00:10	何となく具体的にはどういう、ここで言いつつですね、これが次のページになると具体的なものは次回というふうになっていて、
1:00:20	これは、
1:00:22	どこまでを書くべきなのかというところで、先ほどちょっとうちの方からコメントあった施工とかのですねそういうことも含めての大枠を示すということで、
1:00:34	書くということもあるのではないかというところでもまあ確かにそういうところもあるかなと何となく私も思いつつですね。
1:00:43	で、それは書く書かないという選択肢がある中で、今回書くということであればですね、多分これだけの説明ではわからなくてですね。
1:00:54	多分、今日の議論であればですね資料として 00 シーズしか出てないんですけどねここは具体的にわからないんですけど、それはそれで示すということであればですねそれはそれで、
1:01:07	それなりにこちらを確認しなければいけないということであれば、ここに関する補足主説明資料というものが、
1:01:14	別途提示されて説明されると、何かそういう方向性、
1:01:20	と考えてよろしいでしょうか。
1:01:24	はい。弓削西田でございます。
1:01:27	添付で書く範囲であったりそれを補足するための補足説明資料の必要性というの、考えた上で対応が必要だという認識でございます。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:38	わかりました。そうしましたらそ、そこはまたそういうものの補足説明資料と、大瀬。
1:01:45	きたいと思います。以上です。
1:01:49	規制庁日下です。今の点。
1:01:53	私の理解はここで書かれているような
1:01:57	評価の条件になるような、制限値だったり必要に、何つうんすかね、
1:02:06	条件の枠を作るというところは書く必要があるだろう。
1:02:10	ということですけど、それを踏まえて実際にどういう寸法にしたのかとか、どこを対象として取り上げるのかという、
1:02:21	まさに具体になるところについては、個々にやっていって最終的に評価をするタイミングで一式整理をして、明確にしていくと。
1:02:32	ということだと思ってまして、なぜその具体的にはと書くのがいいのかどうかとかっていうその表現ぶりをその意識を持って整理をしていくと。
1:02:41	ということかなと思います。後段で具体的な内容についてはと言われてるのはそういう趣旨だと理解をしているんですけど、そこは認識合ってますよね。
1:02:53	はい。乳井打田でございますはい。そういう認識でございました。はい。枠として今の構造物の設計の中で、条件として設定すべきところはここに書く。ただ評価そのもののやり方であったりとか、
1:03:06	評価の結果に結びつくようないろんな条件設計であったりとかいうのは、ここで具体的な内容にはって書いてますが左見ていただきますと、水の添付の名前が論理は載ってます今回つけなかったんで、この番号具体的な番号を書きましたでしたが、
1:03:22	定性評価に関する評価という添付書類の中で、評価に関すること、次回で出させていただくというつもりでございました。以上です。
1:03:31	規制庁中です。
1:03:33	若菜、何となく私も少しかう話がもしかしたら、
1:03:37	ずれてたのかもしれないから具体的にはという、今回の示す具体的には次回以降に示す具体的にはという修飾語はちょっとこう、
1:03:47	省略されてるところだからわかりづらかったのかもしれないかなと思います始めていって、
1:03:54	だから今回は枠としての大枠としての100日というのはそれはそれで大枠としての話であって、
1:04:02	だから次回以降はそれぞれの危機に応じてそういうところは、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:08	をもとに、どう設定していくかを具体的に示していくとかそそんなような修飾語があれば、少し
1:04:19	今回何をどこまで見て、次回以降何を見るかというところが明確になるのかと。
1:04:25	いのように理解しましたがそんなような感じで少し修正をするということでしょうか。
1:04:30	はい。弓削西田でございますはい。おっしゃっていただいた通りだと思います。
1:04:36	適切決裁修飾語が見つかるかどうかあれですけど、ちゃんと考えて記載は考えたいと思います以上です。静岡瓦斯若宮そういうことであれば今回今回、
1:04:47	個別のものまで補足説明資料を出す必要はないということもあるのかなというふうに理解しました。そういうことも含めて少しまた修文を確認させていただいてですね、そこで議論したいと思います。以上です。
1:05:00	規制庁コサクです。
1:05:02	今の話で私も1点。
1:05:05	お話をしていきたいのは、今のす
1:05:08	実家次回以降と言っているところの実用炉だと添付書類の枝番が書いてありと。
1:05:16	いうことに対してっていうことなんですけど、今夏別紙3とかですね、話を整理をしていく中で、添付書類の一式の構成っていうのは明確になりこういう枝番なりその内数っていうのも明確になると。
1:05:32	いうことだと思っていて、
1:05:36	添付書類の目次としても一石を変えて、次回以降ですよっていうことを明確にするということだったと思いますので、
1:05:45	そういう意味ではここに番号もかけるし、
1:05:50	ていうことだと思いますので無理に書かない、次回だから書かないでっていうことではなく書けばいいんじゃないかなと。
1:05:58	思いますけどいかがですか。
1:06:01	はい。日本原燃志田でございます。はい。
1:06:03	私が最後迷ってこうおっしゃったのははい。おっしゃっていただいた通り、目次全体の目次つけムラノ臼井の構成もわかるような送りつけますんで次回以降であることはそこでわかると。
1:06:15	いうことも含めて、番号書いてもおかしくないと思いますので、整理をした上で適切な処置をしたいと思います。以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:24	はい。コサクですよろしくお願いします。っていうのも、基本設計方針で共通で書いて、共通のところでこれ以降は個別で書きますと言って、個別が今回出さないっていうところも多分にあってですね。
1:06:39	そういう時にはもう、後で直すのも面倒なので、個別で書きますということは書いていなくても、次回書くんだなっていうことがそれで理解できるということで許容するんだらうなと思って見てたので、ここも同じかなと。
1:06:54	思っているところです。
1:06:57	補足くうとかの関係なんですけど、その後ろの添付書類の枝番に飛ぶようなものは今回出すの。
1:07:07	けど、
1:07:08	本
1:07:09	最終的にそっちに入れようとしていた先ほどの、100ミリだとかというところがあるのであれば、
1:07:17	方針の方の低補足といってわざと。
1:07:22	今後後に持ってくるのに、
1:07:25	今回こっちに持ってって後から移動するっていうのも面倒だと思いますので、そういうのも別紙5でしたかね、整理をして、今回は添付その部分はないけど、方針の方にあるので説明しますとかっていうのもあり得ると思いますから。
1:07:41	必要な対応というのをよく考えて整理いただければと。
1:07:45	以上です。
1:07:46	はい、乳井西田でございますありがとうございます。
1:07:51	そういう形も含めて整理をさせていただきたいと思います。以上です。
1:07:57	生協田尻です。それで1点確認してみたいんですけど、今日今回溢水の話があって床の勾配が100mmの話があってとかっていうのがあったと思うんですけど、他の条文で今の話でどれぐらい影響受けそうかとかって見積もりを持っています。
1:08:11	何かパッと宮永1末田影響を受けるところでかいかなというふうに建てたと思うところではあったんですけど、他にに関して何かなんかなんかどうしようとしてとかがあれば、感覚を聞いておきたいんですけど。
1:08:22	はい。与儀西田でございます。私の記憶の限り、大変申し訳ないですけど、溢水のこの今の話のインパクト他にはいかないかかと。
1:08:36	思っていました。はい。
1:08:39	はいもちゃんと見ますけどもそう思ったところでございました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:45	で建屋の仕様とか、建屋の仕様っていうかわかんないけど建屋立坑とするときに影響するものとしてそれを期待するあとやっぱり水がでかいところあるかなと思っていて火災とかになると、区画自体はあたりはするんですけど別に何センチとかどうこうという山は防火扉とかそう耐火減っていいとかっていうところで別途見たりするから。
1:09:04	今日、何かそこまでいくんでないかなと思ってたんですけど何か影響を受けるところがあれば今まで聞いてきた条文とかでもまた説明いただければとは思ってまた整理ついたらご説明いただければと思います。以上です。
1:09:16	はい。与儀西田でございます。はい。確認をして、必要な適切な処置をしたいと思えます説明が必要であれば説明をさせていただくということで、よろしく願います。以上です。
1:09:26	コサクです。今の点、一応は、
1:09:31	今、
1:09:32	できてるできてないとかっていうことではなくて、概念的にお話をする、今葛西っていう話がありましたけどやはり最終回評価をすると言っている事項で、溢水火災と、
1:09:44	というのが関連しているというところだと思います。で、その時の条件なりっていうところは、先ほど田尻が言ったように火災はある程度もう見込んで書いているので、
1:09:55	考える必要はあるけど、
1:09:57	直す必要がある可能性はあんまりないだろう。
1:10:01	ということだと思ってます。
1:10:04	で、似たようなことで大枠として方針がうたわれるものという、閉じ込めについても、
1:10:13	流路のパスになるというようなことである程度制限をするということであれば、関係すると。
1:10:19	ということだと思ってましてそのあたりも、
1:10:23	どの程度明言しないといけないかということ、
1:10:28	よく考えてですね、説明できるようにしていただければというふうに思います。
1:10:34	外郭という関係だと、自然現象。
1:10:38	外部衝撃ですかね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:41	いうところも大枠としてありますので、それは先ほどから話があったところもあると思いますのでその点も併せて、整理をしておいていただければと思います。以上です。
1:10:52	はい。弓削西田でございます。はい。
1:10:55	今回の溢水の経緯含めてもう一度、先ほど、扉であったり壁であったりということは、今整理をしているところではありますがそこにさらに追加をしているいろんなところ観点で見ていきたいと思います。
1:11:08	ありがとうございます。
1:11:15	社長ほかですほか別紙4関係と、バックになって私からちょっと1点だけ、
1:11:22	この記載ルールの確認なんですけど66ページ目のところで、
1:11:28	基本設計方針展開して受けて帰っていてその頭のところが、
1:11:33	当該部による表記に基づく用語等がA、
1:11:37	いたりする。
1:11:38	こういうものは、ここでも展開せずに、
1:11:42	また別のところで展開するっていうそういうことなんでしょう。
1:11:52	はい。乳井西田でございます。
1:11:57	まず
1:11:58	等は徹底的に排除するかどうかについては、その設計方針なり詳細設計会計のこの目的に照らして考えるべきだと思ってます。
1:12:10	ということでいくとここはどうですかという時にその他の溢水の発生元として考えるべきものってのが何かというのを、抜けなく洗い出せた上で評価につなげてあげられてますかっていうところを説明する必要があるんだろうと。
1:12:26	考えたときにはこの等は基本的にはない方向で、必要なものを列挙するのが基本かと思っております。そういうことは基本設計方針の文章であったりその目的、意図を考えた上で、
1:12:39	最終的な目的を達成するために必要な頭である岡、それは必要なくて全部分割できたのかっていうのをちゃんと考えるべきかなと思ってました。以上です。
1:12:50	はい。規制庁岡ですそういう違和感がちょっとありましたのでプロセスの方よろしくお願いします。ちなみにここガイドの表記に基づいて思っていてあって、ガイドで出てこないような要望が結構出てきてる。
1:13:06	先ほどの申請開示の考え方と、この基本方針の、等の展開の考え方は、まずここでは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:16	今後設計上、例えば、設計を詰めていったら使わなくなるかもしれないけど基本方針の部分はやっぱり全部展開して、
1:13:30	はい、弓削西田でございます。はい。それを原則にしたいと思ってます。そこで、逆に上書きをする。
1:13:39	根拠になるものが何も示せてないのにそこで消すっていうことができますかって聞いたらできないというのが答えかと思imasので、基本方針上は、
1:13:47	そのまま1回分を展開させていただいて、これ以降に出てくる、添付の中で設計なり評価なりをした上で、結果こういうものが対象になりますこれはありませんでしたということを示すのかなと思ってました。以上です。
1:14:01	はい。規制庁加賀です。その認識でしたらはい。違和感ありませんでしたので、
1:14:07	その整理でまたよろしくをお願いします。私から別紙4関係以上なんですけど、他規制庁側ありますでしょうか。
1:14:16	規制庁野中です。ちょっと私の方から、細かい点で2点で
1:14:21	64ページ目で、ここは前段のところですね、また全体的な修正があるかとは思っているので、
1:14:33	ここでコメントしなくてもいいかなと思う。思いつつも、最初に
1:14:38	なお、今回の申請する燃料加工建屋はというパラグラフがあつてですねここを読むと、結局その、
1:14:45	水からの防護対象ではないから今回の説明では更新を示すと。
1:14:50	形。
1:14:51	結局そこが一番最初ですね何か壁が対象なのかどうかとかそこら辺の話になってんですけど。
1:14:57	ここで一体何か。
1:15:00	ちょっと事前に読んでですね結局加工だけは何、何なんだと、そのためにこれは何のためにこう添付書類を出してるんだっていうのはちょっとあんまり読めないところがあつてですね、
1:15:10	だから本来であれば多分加工建屋もある一部は対象ではあるし、
1:15:16	方針を市を示すっていう理由ですよここでもだから多分、
1:15:23	と防護対象設備自体が次回であるので今回基本方針を示すのかという、そうということなのかと思うんですけど、何か

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:32	加工建屋との位置付けなり、何のために、どこまでを今回見るのかというところがですねちょっと冒頭からしてちょっとよくわからなかったところがあるのでここはまた、
1:15:42	全体見直しですね
1:15:47	真木齋藤ですね、必要に応じて修正いただければと思います。
1:15:51	はい。二本木西田でございます。おっしゃっていただいている通りだと思います。この記載自体必要ない可能性も高いと思ってますので、
1:16:02	今回のこの基本方針としての添付書類として書くべきことをちゃんと書くということかなと思いますので、の再整理をした上で再度提出をさせていただきたいと思います。以上です。
1:16:13	はい、規制庁になります。必要ないとは言わないけど本資料の位置付けは多分書いていただくとして、そこは修正いただけるかと思います。あとプラスですね、
1:16:24	あと1点だけ確認なんですけど83ページですね。
1:16:42	83ページ。
1:16:45	のを、
1:16:49	そうですね。
1:16:51	ここで燃料加工建屋外で発生する溢水に対する溢水評価の具体的な内容について屋外の設備が出そうる申請のタイミングに長谷ってとっていて、
1:17:02	この屋外の設備が出揃う申請のタイミングってのは、具体的にいつぐらいをこれ想定するっていう考えればいいんでしょうか。
1:17:22	はい。乳井西田でございます。これは、すいません。他の外部衝撃等の条文等も含めて全体の整理が今日共通でない駄目だと思いますので、
1:17:36	計申請対象じゃないような、下も良い水を作っているタンクとかも対象になったときには、他の条文では、今回方針も含めて書いた上で、
1:17:47	申請対象設備に具体的にはね返るものについてはそう設備の設置申請をするときに具体的に説明しますという言い方にしてますけども、ちょっとやり方がほぼ明らかに違うので、すいません私の方でもう一度整理をして、書き方を。
1:18:02	止めたいと思います。以上です。
1:18:04	はい。規制庁長瀬まさにおっしゃっていただいた通りですと、必ずしも申請対象外のいろいろあるのかなと思ってそこは他の条文も含めてですね少し、
1:18:15	どういうふうに示していただくのか、検討いただければと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:21	私からは以上です。
1:18:26	吉見です。私の方からちょっと日試案に関して1点確認させていただきたいんですけど。
1:18:34	ページで言うと右下82ページになりまして、
1:18:39	屋外で発生する一斉に関する、
1:18:44	評価と方針ということでこの先ほど別紙1で岡。
1:18:49	の方からちょっと話があったことを踏まえると、
1:18:53	その設計方針では真木委員、どうこうとかは書かずに、建屋内に流入しないっていうところを、グローバルに書いても書いてたってことでここで添付では、
1:19:06	具体的にはっていう記載がありまして、
1:19:10	具体的にパラで書かれていることとしては、その建屋外で発生する。
1:19:16	溢水としては地震以外の自然現象と、
1:19:20	消火水の放水による溢水っていうものが挙げられて、
1:19:24	そのあと、これらは真にすべて包絡されるから、影響評価を包絡されるっていうふうな記載になってるんですけど。
1:19:36	これだけの説明を、
1:19:38	毎日理解ができなくて、
1:19:41	例えば、
1:19:43	消火栓放水
1:19:45	運用立錐っていうのは真ん中の被水のかかり方とか被水貸し、
1:19:50	方とかも違うので、それがすべて地震に包絡される。
1:19:54	4日っていうところで、
1:19:57	ここで言いたいことした量としては、すべて地震、地震動が多いのでっていうことかと思うんですけど、ちょっとこの包絡っていう、
1:20:08	だけで説明が終わってしまってるんですけど、この考え方について、
1:20:13	説明していただけますでしょうか。
1:20:20	はい。与儀西田でございます。屋外の話ではあるけれども、おっしゃっていただいている通り
1:20:27	基本的に屋外でしょう。北海道消火栓とかで消火をするということと、あとは地震、屋外で申請対象設備ならないような水を持ってるようなタンクとかが、
1:20:39	同時に壊れた場合はその位置関係もあると思うんですけどそれが全部壊れて水溢水量として考えた場合には、やっぱりど量の関係からも、そちらの同時に損傷した方が多いと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:51	いうことを言っている。文章になります、言葉足らずというか説明が十分ではないところもありますので、先ほど仲川さんからのご指摘があったどこまで今回説明するのかっていうのが他の常務との関係で整理も含めてできてるのかと。
1:21:08	いうことも含めて、もう一度私の方で整理をさせていただきたいと思います。なぜこんなこと言ったかと言いますと、竜巻とかで溢水に関することが、
1:21:18	随伴事情とかで入っていてある程度説明をしている部分で、最終的には一斉に預けますって言うところとそごがない込むかというところも含めて、
1:21:28	整理をさせていただければと思ってました。以上です。
1:21:34	規制庁を示す。
1:21:35	わかりました整理されるってということで、またそれを確認したいと思いますのであとはついでに、
1:21:42	好きな、この2ポツ3ポツ2の一番上のところで、
1:21:47	評価すべき設備
1:21:57	は移入エリアでございます大変失礼いたしました。はい。そういった動きもないようにちょっと再度チェックをさせていただきます。以上です。
1:22:06	規制庁コサクです。今の点整理をされるということなので大丈夫だとは思いますが。
1:22:13	一応言っておくと、ここは評価の結果の見通しなんかを言う場所ではなくて、
1:22:21	あくまで方針を述べる場所ってということだとすると、包絡するかどうか等はいつでもよくてですね。
1:22:28	それぞれちゃんと防護するようにしますという宣言或いはこういうところは評価をします。
1:22:34	ますという宣言をすればよくて、
1:22:36	包絡するのかっていう判断も評価の内数だと思いますので、何を、
1:22:43	意識してやっていくかと。
1:22:45	いう古藤の宣言が何かというのをよく整理をしていただいたらいいかなと。
1:22:50	いうふうに思います。
1:22:52	で、その上で久我伊井のものについて、どう屋内に影響しないようにするのかっていうのは、後設計方針だと思いますので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:02	そのあたりが、今の書きぶりだと、
1:23:06	ちょっと大丈夫かなってところがあるかなと思ってます。具体的には先ほど屋内側等での高さの話とかがってやったところにも通じると思いますので、
1:23:19	その点精査をして対応いただければと思います。以上です。
1:23:24	はい。弓削志田でございます。はい。おっしゃっていただいている通りだと思いますここはあくまで屋外での溢水に対する溢水、建屋内の設備を守るための溢水防護の間、設計方針を、
1:23:38	示すところだと思いますので、それに、として必要なことを書くということだと思います。整理をさせていただければと思います。以上です。
1:24:00	城吉見です。私からの確認は以上で、岡別紙4に関して確認事項規制庁からありますでしょうか。
1:24:12	清長シミズです。なければ、
1:24:15	続いて、別紙5は、
1:24:20	別紙6の方に移りたいと思うんですけど。
1:24:24	白木に関しては、藤。
1:24:28	町側から赴任事項5台のうちからお願いします。
1:24:34	規制庁岡です別紙6も先に、どこまで書くかっていうところで議論した結果がまた対応されてくると思ってますが、
1:24:43	他。
1:24:44	もしなければもう、全体を通じてになると思いますがいかがでしょう。
1:25:00	規制庁課です。清水さん。
1:25:03	では、全体を通じてというところで、柏刈の方お願いします。
1:25:08	はい。横瀬委員。成長市場です。全体を通じて、当間規制庁側から空港部、
1:25:18	エムスでしょうか。
1:25:23	そうなければ本日も行き着い000201。
1:25:28	原燃側から
1:25:30	本日のヒアリングでのコメント、
1:25:33	に関する対応方針と今後のスケジュールについて説明をお願いします。
1:25:41	はい。日本原燃の安保でございます。
1:25:53	とか床とか天井等の
1:26:02	何を、
1:26:13	あと、
1:26:27	で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:51	全体的な書き方として、
1:26:54	3 ページの見直し結果同じ。
1:26:57	方針記載が熟してるようなところも出てき
1:27:00	ておりましたので、
1:27:02	場所に応じた記載。
1:27:04	決して見直し
1:27:14	後、別所にもかかってくる場所ですけれども、
1:27:20	方針だけではなくて施行にあたっての方針といったものもある程度、添付書類等で明確にしていく必要があるというところで、
1:27:29	そこを意識しながら、
1:27:34	添付の方、
1:27:36	建物の設計条件として
1:27:40	行った範囲で記載をするかといったところの方整理の方、
1:27:51	圧倒。
1:27:54	大きいところで、
1:28:04	すいません日本エリアでございますが多く今のところであとはちょっとスケジュールについて今いただいている指摘後我々として直さなきゃいけないところっていうのをもう一度整理をして、別途回答させていただきたいと思います。以上です。
1:28:43	はい。規制庁清水です。それでは 10 時 0002 に移りたいと思いますので、原燃側から説明をお願いします。
1:28:54	はい。乳井石田でございます。重大事項の 000 に 1 月 27 日にビジョン 8 ということで、提出をさせていただいてございます。
1:29:06	前回へのヒアリングを、
1:29:10	やらせていただいた以降ですね、
1:29:14	基本設計方針はもともと業カードの展開ということで、その前にやったヒアリングでご指摘を受けて、我々の方で見直したものを展開をさせていただいてますので、
1:29:26	大きく修正した箇所というのはございませんで別紙。
1:29:32	4 ですかね、別紙 4 で前回、基本設計方針をまずは展開する部分さらにそこから、
1:29:41	設計上考慮する、外部衝撃関係の設計方針であったり、荷重の話であったりということを展開させていただいてたところございまして、その部分を、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:55	いわゆる外傷とのDB側との関係で、SAがある細かく数字の設計というには、が、DB側で設定したものを、同じものを使うんだということも含めて、
1:30:09	規制を、記載の整理をさせていただいたということでございます。
1:30:13	またテンプの見解としてやはりちょっと抜けていたところがありましたのでそこを展開をさせていただくことで追加させていただきました。 150 別紙 4 で特に 153154 とかで、
1:30:26	青字になっているところがあると思います他のテープ所長の関係で精査をした上での修正をさせていただきましたと。
1:30:34	ということでございます。
1:30:36	まだちょっとこれも一生懸命作ってるつもりでありますけどまだちょっと、もうちょっと不記載として拡充が必要だという点は我々として思っ てまして。
1:30:48	例えば、165 ページの荷重の組み合わせのところなんかは、DB側の説明等の
1:30:57	整合というか同じような展開という書き方で考えれば、組み合わせの話で何と何を組み合わせるかをちゃんと言った上で、そのあとに展開をしていくとかですね、そういうことをやはりちょっともうちょっと精査をした上で添付書類としての展開をしていきたいと思っていたところ でございます。
1:31:13	はい。
1:31:14	説明は以上になります。
1:31:22	それでは規制庁側から確認事項ございましたらお願いします。
1:31:29	規制庁のカワラサキです。
1:31:31	今ご説明いただいたところ、
1:31:35	この資料全体としては、MOXについては、精査が進められてきている という、
1:31:41	全体的な印象は持っています。だからこそ今日、
1:31:46	ヒアリングをセットされたということで、認識はしてます。
1:31:50	本日はちょっとその変更点との関係もあり、追加で確認させていただきたい事項であったりとかあとは、
1:31:58	再処理側の状況も一応ですね、関連はしてくると思っているので、その 点お聞きしたいと思います。
1:32:05	まずは、別紙 1 で、変更箇所なんですけども。
1:32:09	37 ページ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:11	お聞きください。
1:32:16	はい。
1:32:16	37 ページのところでは青字になお書きで書かれてるところなんですけども。
1:32:22	岡伴の津波に対する設置の考慮ということで、追記していただいと理解したんですけども。
1:32:31	ここの、
1:32:32	書いてある事項については、
1:32:36	3.2 というところで松波新野設計としては書かれるけれども、
1:32:42	健全性についても念入りに記載しているという理解で良いですか書いた趣旨だけ確認させてください。
1:32:50	はい。与儀西田でございます。岡野常務のやり方ではあるんですが、津波側では確か保管場所の設置に対する設計方針を語って、こちらの
1:33:02	可搬型の据付の部分については津波の基本設計方針上は、健全重大事故側に預けますという整理をさせていただいています。
1:33:13	それを受けた上で 30 条の重大事故対設備の基本設計方針に展開をさせていただいているということで、津波の方はこちらをハッチングにして重大事故に飛ばすという整理をさせていただけると記憶をしています。そのため
1:33:30	許可の添付 5 のところでも、第 26 条ということで津波側の設計の中身を持ってきてこちらで展開をしますということで周知をさせていただいております。以上です。
1:33:45	規制庁、カワラサキです。その部分が二つ要素があって、今おっしゃっていただいた補完というところと、
1:33:53	あとは使用する設置場所の話が二つあって、
1:33:57	環境条件としては、両者が、
1:34:01	他の津波以外を見ていくと、
1:34:03	語られる箇所にはなっていると。
1:34:06	ということで、今おっしゃっていただいたのは、津波のところでは他のところが書かれているけれども、
1:34:13	そうではないんだと、ということなんかと理解したんですけどそうすると、
1:34:19	飛ばしているところでなお書きにしてるっていう。
1:34:23	ことは何なのかなっていうのがちょっとよくわからなかった。
1:34:26	あとは他との並びで言うと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:31	その二つの要素のうち、こちら側だけ書くことでバランスがとれているのかなというのがわからず、注釈で吹き出しで書かれてるところだと。
1:34:39	保管場所使用時の据えつけと書かれていて、
1:34:43	ちょっとそここのところが、これで正しいのかなというのがわからなかったので質問させていただきましたので、
1:34:51	3.2とあわせて、
1:34:53	また確認させていただけるという、
1:34:58	ことでいいですかね。
1:35:00	そうした3.2との、
1:35:02	側でのか、説明かもしれませんが、
1:35:06	それをお願いできるでしょうか。
1:35:10	わかりました日本エリアでございます。私、私の理解をまず説明をします。ちょっと私も自分でややこしいことしてしまったなという気がしてまして。
1:35:20	おっしゃっていただいていることは3.2の津波による損傷の防止に基づく設計とすると、1回言ってい上で、なお書き迂回津波から物を持ってきてると、基づく設計ってどこの範囲かって何も書かずに、
1:35:34	その辺りな動きを書いているのでこの相互関係が多分そのままだと全くわからない状態、戸村様がされているのか抜けてるのか、追加なのか、そこがよくわからないというところでそこをちょっと整理をして基本設計方針という書き方をどうするかは、
1:35:49	もう一度整理をさせていただきたいと思います。ということでよろしいでしょうか。大丈夫です規制庁河原木です。単純にそっち側を3.2顔見てないんで、この記載が、
1:36:01	直でいいのかな。位置付けが何なのか判断がつかなかったというだけなので。はい。それだけです。
1:36:06	今の。
1:36:08	よければ、
1:36:10	すいません規制庁カミデですけど、確認ですけど、
1:36:16	可搬型もの津波の話も、その3.2のところ、
1:36:23	まずは大枠説明するっていうそういう認識だということですか。
1:36:29	はい。日本原燃志田でございます。前回津波のお話をさせていただいたときに津波の算定のところには、
1:36:39	常設重大事故対処設備であったり、可搬の保管場所に対する、
1:36:46	1、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:48	1の工業ですかね、55メートルであつたり5キロ離れているということをもって、津波に対する影響はないよということを設計方針に謳っていると。
1:36:58	いう理解でございますプラスそこにはもともとは、なお書きの文章があつて、これ、ここまで津波側で受けられるのかということに関して、整理をさせていただいた上で、
1:37:10	保管場所はまさしく市の問題ですので、津波側で整理をするんだらうと。なおのところについては使用時の環境のことを考えた上での話なので、
1:37:21	重大事故対処設備側の条件として、整理をして、お互いにそれぞれでちゃんと書くべきことを書くということで、整理をさせていただいた結果が今でございます。
1:37:35	ただそこをもう一度ちょっと、相互関係を整理した上で、説明がちゃんとできるようにしたいと思ってました。以上です。
1:37:44	はい、規制庁規制庁、河原木です。ちょっとすいません。横からそうすると、使用場所については、多分何か津波警報とか云々っていったところがあると思うんですけど。
1:37:55	そこはまたアクセルートとかのところに飛ぶんですかね。
1:37:58	ちょっと追加で質問です。
1:38:05	はい。与儀石田でございます。はい。そこが飛ぶのでというのも含めて、全体どこでキャッチアップできるのかっていうのが、ここで、津波に対して、津波による損傷の防止に基づく設計とするっていうので、
1:38:19	正しく物事が表現できてるかも含めて、ちょっと整理をさせていただければというのが先ほどのお話でございました。以上です。規制庁カワラサキすみません。愛甲から入って。わかりました。
1:38:29	赤嶺さんどうぞ。
1:38:32	はい、規制庁カミデです。どう整理するかっていうのはそちらはまたなのかもしれないですけど、地震も似たような状況なんですけど、津波の条文においては基本的に常設を頭に入れて、
1:38:48	話を聞いているところがあつて、
1:38:51	今石原さん言われたように保管はこうだけど、使用場所はみたいなところがあつてそっちは
1:38:59	30条ですよみたいなところもあるんで、パッと普通に思うのは、30条側で、保管場所は3.2。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:09	示したような場所に保管します。CO2 対使用場所についてはこれこれです。両方がシンプルだとは思いますが、その辺は
1:39:19	そちらで、
1:39:20	間瀬いただいてってということだと思います。
1:39:24	はい。与儀西田でございます。はい。おっしゃっていただいていることも理解をした上で案作る時に、大分横着をした結果の気がしますので、
1:39:35	書いた文章別にどこから持ってきて、そのまた下ってという形で、それぞれの総合関係も含めて日本語として、設計をして成立してるかっていうところも含めて全体を求めたいと思います。以上です。
1:39:50	はい。規制庁深見です。併せて後出ようかと思う。言いましたけど同じ問題なので耐震についてもお話しますけど。
1:40:01	今回見ていると過半の耐震も、もう、特に言ってD S sなんですけど、それも耐震側に寄せているような、
1:40:12	感じがして、いっぺんにS Sの補修見ると可搬の話もあるんですけど。
1:40:18	よっちゃあいっぺんにS Sでどう書いてあるかっていうと基本的にはそのS SだったりTVの
1:40:25	6条なり24条かなを呼び込んで、
1:40:29	ていう構成にしてるんですね。図そっちも同じで、常設のものをメインを書いてますからいきなり1軒にSD可搬が来ても、
1:40:41	寄りつく先が6条の2に十四条ないっていうので、
1:40:46	そういう意味で30条で引き取るのかなあと私は思ってたんですけど。
1:40:51	何かどうもそうでもないような資料が出てきてますので、それはもうどちらに寄せてパクベキかっていうところを併せて検討いただければと思います。
1:41:01	そう耐震については動的機能維持みたいなのは、ある程度
1:41:06	6条27条による、を参考にしていうところもあると思いますが、その辺りも、津波と耐震合わせて、整理いただければと。
1:41:19	はい。与儀石田でございます。はい。おっしゃっていただいた部分ちょっと整理をさせていただきます。
1:41:25	重大事故対処設備に関する設計は、基本的にはまずは重大事故対設備の条文側で、基本的な考えをちゃんと述べると。
1:41:35	ということが倫理持続だと思いますので、そういうことを前提にした上で、役割分担なり、学校との展開を整理をさせていただきたいと思います。以上です。
1:41:53	規制庁のカワラサキです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:55	今の点よろしければ、続いて、別紙1は、あんまり変更点がなく、
1:42:02	よければ、ちょっと添付関係の確認もさせていただきたいと思うんですけども。
1:42:08	はいどうぞ。
1:42:12	すいません別紙1のところコメントだけなんですけれども。
1:42:16	衛藤。
1:42:16	2月4日に再処理の方の資料が出てきてちょっとそれを横目に見ているので気になったっていうところなんです、徒党の解説とかを書かれています、
1:42:27	両方とも同じ等について記載しているんですけども、今としていることは、おそらく一緒だけど、表現ぶりが違うっていうところがあって、そういったところが、
1:42:38	散見されているといったところと、あと等が、めくったところでは開いてないみたいなのところもあったので、お互いに相互に見てですね、その辺り統一していただければありがたいです。よろしくお願ひします。別紙1について私からは以上です。
1:42:54	はい。弓削西田でございます。はい、ありがとうございます。おっしゃっていただいた通り、同じ等の解説が中身が違うのはありえないので、合わせていくのが、議事原則だと思っております。
1:43:06	露頭の解説、足りないところ他の条文でも、すいません一生懸命見ているつもりなんですけどどうしても抜けているところがあります。そこは抜けないように、全部を書くということで、
1:43:16	整理をさせていただきたいと思います。以上です。
1:43:24	規制庁河瀬です。よければ、
1:43:28	ご説明いただいた、165ページですか。
1:43:34	ご確認ください。
1:43:36	165ページのところで、添付関係の議題にはなるんですが、荷重の組み合わせというところの1ページになってますと、
1:43:48	ここは整理されるという、ご説明もあったんですが、
1:43:53	ちょっと確認させていただきたいのが、
1:43:56	まず荷重の組み合わせということで、
1:44:02	清側で何を説明すればいいのかなということなんですけども、基本設計方針においては、こういった事象こういった事象こういった事象について組み合わせを考えるとというような基本的なところは、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:14	述べられるかとは思いますが、この添付書類では、ちょっと見ていただく。
1:44:20	言っている通りの、
1:44:22	何ていうんすかね、具体的なところも書かれるということで、
1:44:28	記載方針になってると思います。
1:44:30	その上で、
1:44:33	じゃあどの組み合わせを考える必要があってどの組み合わせを考える必要がないのかみたいなところ。
1:44:38	確認なんですけど。
1:44:41	なんですね、この組み合わせのパターンとして、
1:44:44	書いてないやつが多分いると思っていて、
1:44:47	何かというと竜巻との組み合わせ関係なんですけども。
1:44:53	例えば地震と竜巻はどうするかみたいなの、何かそういう。
1:44:57	パターンごとの説明みたいのをここでしようとしてる。
1:45:01	何かどうかっていうところ。
1:45:04	網羅的に説明しようとしているという趣旨だとしたら、その説明がないような気もするんですけども。
1:45:09	そこら辺、ご説明あるでしょうか。
1:45:15	はい。与儀石田でございますここもちょっと割り切れないところがあったので見直しますと言った前提はですね、DB側でやってるその自然現象への荷重の組み合わせと、
1:45:28	整理、荷重の組み合わせを例変わるかといえば変わらないことだと思ってます。同じものを使ってるということで
1:45:38	そちらの考え。
1:45:41	を踏まえてというかも、基づいてというのか、同じですということなので、あまりここで詳しい説明をというよりは、こういう組み合わせというの、DB側でやっていることと、同じような考え方でやりますよということなのかなと。
1:45:59	川部課長であったり火山の層厚であったりということも含めて、数字的なものについても、基本的には同じものを使いますということが、現実には考えている更新ですので、
1:46:12	そこは若干途中で最終項目で違ってくるところもあったような外的事象で、設計の条件を超える条件として設定してる部分の枠を、違いもあるかもしれませんが。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:22	DBと同じであるということであまりここで詳しく説明する必要もないのかなというところで整理をさせていただこうかなと思ってました。以上です。
1:46:31	規制庁カワラサキです。
1:46:34	確認なんですけど
1:46:36	今おっしゃっていただいたDBとの関係という意味で言うと、
1:46:40	その自然現象の方の説明書。
1:46:43	での話をおっしゃっていただいていたんですかね。だからこの添付書類との関係っていうことでおっしゃっていただいたのかをちょっと確認させてください。
1:46:53	はい。与儀西田でございます。はい自然現象等に対する配慮に関する説明書というのが、
1:47:03	外部の技監の頭のテープ処理で、そこで
1:47:07	荷重の話をしていきますのでその荷重の組み合わせとか荷重の設定の考え方に、
1:47:14	を踏まえた上でやるとそれと同じ考え方でやるんだということだと思ってました。ただここでも、事故時の荷重の組み合わせだけは重大事故との組み合わせが要るかじゃないかこちら側で受けるのかなということ
1:47:27	で、
1:47:27	そういう住み分けかなと思っておりました。以上です。
1:47:31	規制庁河原崎です。おっしゃってる内容は理解しつつ、今言っていた事故時荷重の組み合わせについては170ページに記載されてると思う。
1:47:41	でいます。このところがですね、正直言うとよくわからなくてですね、
1:47:48	多分、要因とする、重大事故の要因として考える、地震であったりとか、再処理でいうと、広告財物であったりとか、そういったところ。
1:47:58	との関係がまさしくSAとしての説明事項だと思っているんですが、そこら辺がですね、必ずしもこの明確には、
1:48:07	語られていないと、間を持っていて、
1:48:10	一方でそういったところは自然現象の方の説明書にはおそらく、
1:48:17	記載されないのかなと思っていたので、
1:48:20	そこら辺がどうなるんだろうと。
1:48:22	というのが疑問点です。
1:48:24	こちらは最初に聞いた方がいいのかもしれないんですけど。
1:48:28	例えばその効果臭い物とか、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:48:31	一定にS sであったりとか、そういったところの組み合わせの仕方っていうのは、それぞれこの箇所で説明されようとしてるのかっていうのをご説明いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
1:48:44	はい。日本原燃の瀬川でございます。
1:48:47	事故時荷重との組み合わせにつきましては、まずですね
1:48:53	建屋内に設置しているSA設備ですね、これっていうのはですね大部分の自然現象実施地震を除くものになりますけれども、地震以外の、
1:49:05	これ自然現象の荷重というのは建屋内にいることによって、設備に影響与えませんが、
1:49:11	地震以外の自然現象の荷重と事故時荷重の重ね合わせってのは見ない、こういった考え方になってます。
1:49:19	屋外に目を向けると、今度はですね事故時荷重が屋外に影響を及ぼすかということですね、圧力も温度も屋外に対してはですね、事故影響ってのは及びませんので、
1:49:32	そういう意味で事故時荷重と、今度屋外自然現象の荷重ってのはかかるんですけども、事故時荷重がかからないということでここも、事故時荷重と自然現象の組み合わせってのは見ないというのが、基本的な整理となります。
1:49:46	もう一つですね再処理特有の話で、設計を超える条件ですね、最初の場合は地震と、火山降下火砕物見ておりますけれども。
1:49:57	花壇の方につきましては、
1:50:01	除灰をすると。
1:50:03	いったところが運用を含めての対応というのが前提としてございまして、これは屋外の常設設備も可搬型設備もそうなんですけれども、この除灰をすることが前提となっておりますので、
1:50:16	重ねる荷重としては設計基準で想定している荷重の範囲になります。
1:50:24	で、1.2S sとの重ね合わせですね。
1:50:33	死んだか。
1:50:36	所長の知久浅井。
1:50:45	地震は、地震とか事故時荷重と地震の重ね合わせになるんですけども。
1:50:52	これは重ね合わせを見ることになります。1.2と重ねるかということですね、1.2っていうのは事故が発生する前ですね。
1:51:04	重大事故が発生する前の、最初のトリガーとして生じる荷重ですので、これと事故時荷重というのを重ねるといことは考えてございません。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:51:14	以上です。
1:51:17	規制庁河原崎です。何となくつらつらとご説明されていて、
1:51:24	確かに何かおっしゃっているようなこともあるのかもしれないんですけど、最初に聞いたかったのは、
1:51:31	それってどこで説明されますっていう話なんですけどね。
1:51:34	例えば1.2のS sの説明書があるじゃないですか。
1:51:38	ね。あとは工学サービスはどうしますとか、あと事故時荷重についてはとかって、そこら辺の見通しを教えてください。
1:51:49	はい。日本原燃の瀬川でございます。ちょっと
1:51:53	本日の議題には上がってないんですけども、2月4日にですね、再処理側もこの重大事故の共通00の方を提示させていただきました。
1:52:03	そこの資料の中ですね、今回、今議論にまさになったMOXの事故時荷重との重ね合わせ、を述べているところですね、今口頭で申し上げたようなところは、
1:52:17	詳細に述べるべきかなというふうに思っております。ただですね、現状、MOXの方の記載も、私どもが提示した、再処理の方の記載もですね。
1:52:29	すごく添付書類の割には、その概要めいたとか方針めいた話しかちょっと記載されておられませんので、そこの方は記載を拡充させたいなというふうに思っております。今の話は
1:52:40	結論ですけども健全性説明書できちんとのできるものかなというふうに思っております。
1:52:48	規制庁川崎です。ちょっとそのところが、SAの要因となる部分の、との関係については、やや、
1:52:57	語り切れるかどうかというのがちょっと今の説明だけだとわかりませんでしたので、多分今後の整理いただくということなので、
1:53:05	それをまた確認させていただきたいと思っております。
1:53:09	はい。
1:53:11	私からはこの点はそんな感じなんですけど、他の方向かありますか。
1:53:17	規制庁カミデです。ちょっと繰り返しになるかもしれないですけど。
1:53:22	170ページの、
1:53:25	冒頭3行目ぐらいに自然現象括弧、地震及び津波を除くっていう、
1:53:32	記載は、
1:53:34	地震、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:53:36	とか、津波はそれぞれのところで説明しますっていう意味の除くなんか、
1:53:42	その許可での整理を受けて、これはまず考えなくていいですよ。スコープにはもともと入れてるんだけど。
1:53:50	まず一段階目で抜いていて、これに考えればいいんですよって言うてるのかそのどちらなのかっていうのを教えてもらえますか。
1:54:01	与儀李社でございます。ここについてはですね
1:54:06	評価前回での整理に基づいてこうしたんですけど、すみませんちょっとこれ、
1:54:13	私がお聞きしたかったかもしれませんが外部衝撃でもこの括弧地震及び津波を除くの使い方が、全体通してみんな同じように、
1:54:25	べたべたと張り続けた結果、意味が変わってるところにも、
1:54:30	貼ってしまってる感があったのを、すみませんこちらを直し切れてない可能性があります。
1:54:38	自然現象として重大事故対処設備に対する荷重とし、
1:54:45	提示工場の会社との組み合わせを見るものっていうのが、どういうものかっていうのをちょっと確認した上での括弧書きすぎ中もあるので整理をさせていただきたいと思います。以上です。
1:54:58	はい。規制庁カミデです。整理いただければと。
1:55:05	もう一つ、ほぼ止め行ってるかもしれないですけど先ほどの説明で1.2 S sの荷重は、セガワ3を説明してその時間的な因果関係っていうところでっていうことを、
1:55:19	なんだと思うんですけど、
1:55:22	1.2 S sの説明を、このフォームを見ると、
1:55:27	ただS Aの耐震設計に準じますって書いていって、
1:55:31	S Aの方を見ると、結局その時間的な因果関係っていうところに読めるんですけど、その辺りをもう少し明確にというかですね。
1:55:42	わかりやすく、考え方説明してもらえればと思いますので、よろしくお願いします。
1:55:50	はい。乳井西田でございますはい。ちょっとこちらの添付書類も、許可の前後も含めて、それを書くべきことが足りてるかってのはもう一度精査が必要だと思ってます。
1:56:03	そういう意味では、
1:56:06	先ほど瀬川の方から説明した通り、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:56:10	業績方針系が入ったくらいしか今書いてないので、そこは耐震設計上この重大事故の健全性説明書重大事故対処設備としての一定にS sに対して設定すべき条件というのはやはりこちら側でちゃんと設定をした上で、
1:56:27	計算をアイシン精機計算書側に預けるとというのが、全体の枠組みだと思いますのでその入口の部分をしっかり書くことが必要かと思っておりますので、精査、整理をさせていただければと思っておりました。以上です。
1:56:42	規制庁上出です。どちらに書くか30条でどこまで書くか問題だと思いますので
1:56:50	今の印象としては必ずしも30条に、事細かにとも思っていないんですけど、制約。
1:56:58	私の方からちょっと、
1:57:04	規制庁カワラサキですちょっと。
1:57:07	付随した話ではあるんですけどちょっと念のため確認、170ページのところで、
1:57:13	屋外常設のSAっていうですね。
1:57:17	パラグラフが下から。
1:57:20	二つ目ぐらいにあるんですけど。
1:57:22	これってボックスの場合、
1:57:24	この屋外常設に対する、
1:57:27	荷重の組み合わせみたいな話って言う必要あるんでしたっけっていうのは、すいません、ちょっと前にも1回聞いたような気もしますが、念のため確認させてください。
1:57:37	はい。乳井西田でございます。
1:57:40	許可の整理をそのまま受けますと、屋外の常設重大事故た設備はいます。
1:57:48	誰かと言いますと、ボックスに直接関係するものでいくと、
1:57:54	通信連絡の安定だとかですね、そんな消防のしかありませんが、屋外の常設として整理をしていますので、そこに対する考慮として書いているということでございました。以上です。
1:58:06	規制庁カワラサキです。そいつらっていうのは、
1:58:11	安重相当の、
1:58:13	代替設備ですか。
1:58:19	日本原燃社でございます。除草等の代替設備ではありませんが、ヘッジ工事の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:58:29	手段として手間ちよっと牧草が難しいのが事故に直接対処するために通信連絡というわけじゃなくて、事故時の対処として通信連絡設備が常に使えるようにするというのが、基本原則で常設重大事故対設備に取引だと思うので、
1:58:44	そこも含めて営業課の展開を受けて書いたところでありました。はい。
1:58:50	規制庁カワラサキわかりました原則論としては同じなんだということで書かれてると理解しつつ、
1:58:56	ただ、多分何か、
1:58:59	実際の設計っていうところまで考えていくと若干何か差分が出てくるような気がしてきたので、そこら辺は十分検討の上での、
1:59:09	期待というところを、
1:59:11	考えていただければなと思います。この点は、
1:59:15	そんな感じですか。
1:59:19	はい、よろしければ、ね、もう時間も時間ですが、
1:59:24	あと1点だけ、一応私の方から、刀禰。
1:59:29	200、すみません飛びます別紙6です。278 ページ。
1:59:38	270
1:59:41	そうですね。
1:59:42	ページが違ってたかもしれない。
1:59:46	276 ページ。
1:59:49	すいません。
1:59:52	276 ページのところの、さっきの話の関係だと、そういった通信連絡設備みたいなやつらが、
2:00:01	この比較表で抜けてるところの確認だけなんですけど。
2:00:05	通信連絡設備みたいなやつがないからここは書かなくていいという判断があったから高度の情勢や屋外の常設衛星は書かれていないということなのか。
2:00:16	全体のルールからするとここはやはり、基本設計方針としては、第1回に書かなければならないのか、どちらでしょうか。
2:00:25	はい。乳井西田でございます。ここで書かなかった理由は、冒頭おっしゃっていただいた理由でございます。今他の条文でやらせていただいている。
2:00:39	ということからいきますと、この

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:00:42	275 ページから出ている、ポツ常設重大事故対処設備というものに対する設計方針は、頭から右入るまで、全体を通してこれが一つのパッケージだと。
2:00:56	考えるのが、今までの他の条文でご説明させていただいてる考え方かなと思いますので、をするかということで行くと、第1回の範囲に入れて出すと。
2:01:08	詳細については当該設備が申請される際に詳細な添付書類の展開をさせていただくということかなと思ってました。以上です。
2:01:16	施設長川瀬佐野、わかりました。
2:01:20	なので、
2:01:23	そういう意味では、第1回のところも大分精査をされてきていると思うので、あとは最終的な確認を、
2:01:30	引き続きやっていただくということで理解しました。
2:01:36	全体的な話としては、
2:01:39	すいません、まだ精査は。
2:01:42	こちらとの、
2:01:45	指摘ということのみならず、引き続きされるという前提ではあります。特にですね再処理との関係で、前回のヒアリングでもお伝えしているように、
2:01:55	衛生設備はむしろですね、再処理固有のところがあって、
2:01:59	そこが十分に示されないと。
2:02:02	何ていうんすかね、最終的な文章としては固まらないと思っていますし、
2:02:06	当然細かいところではそれと整合をとるために、幾らかMOXへのフィードバックというの必要だと考えてます。
2:02:15	先ほどおっしゃっていただきましたが、
2:02:18	先週金曜日時点に出てくる、出ている最初の資料を拝見させていただいていると藤原が言った通りですね、まだ作成の途上の段階の資料というのが、
2:02:28	正直な印象ですので、MOXと並べてみると不足している事項がパッと見ても、
2:02:33	分かる程度にあると思いますし、
2:02:35	そこら辺の検討というのはきちんと、
2:02:39	やっていただくようにお願いします。
2:02:42	作業状況とかについて何か補足で説明ありますか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:02:46	はい。日本原燃の瀬川でございます。
2:02:49	同2月4日ですね掲示させていただき提出させていただきましたMOXに寄り添い切れてないということを殊、重々
2:02:59	認知した上で、それでもやはり見てもらうことが大事なと思ってですね、まず1回出させていただきました。ただですねこの状態でいいというふうには全然思っておりませんでして。
2:03:10	今週の月曜からですね、モック数の別紙1の基本設計方針の内容ですか、あと別紙4に書かさ、書かれている
2:03:20	健全性説明書の内容ですね、これと、再処理側で作っているデータファイル、こういったものの差分チェックみたいなことも進めておまして、
2:03:29	本当細かなところですね半角括弧だとか全角確保だとか、そういったところの違いまで含めてですね、差分拾い上げてどう寄せるか、もしくはMOXが、再処理側に寄り添うべきものがないかといったようなところのチェック作業を並行して進めてきているところでございます。
2:03:47	ですので次回次回、また再提出させていただく際にはですねそういったところの刷り込みもやった上でですね、今、もう一度提出させていただこうというふうに思っております。以上です。
2:04:01	規制庁、河瀬、わかりましたきちんと両者の整合を図っていただければと思います。
2:04:07	あとですねお願いとしては今後のヒアリングでは、ちゃんと再処理固有の部分にフォーカスした話ができるように、
2:04:15	効率的に説明をしていただくように準備をしていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。
2:04:22	私からは、
2:04:24	以上です。他の方、全体的に何かあればお願いします。
2:04:35	はい。よろしければ、
2:04:39	この資料については、
2:04:41	以上ですかね。時間も過ぎてますので、お返しします。
2:04:47	清澄シミズです。それでは本日全体を通して規制庁は原燃側から特に確認事項なければ終わりたいと思いますがよろしいでしょうか。
2:04:59	規制庁清水です。それでは本日のヒアリングを終了したいと思いますので、当方町側で録音の精神をお願いします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。